

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊総第69号

令和7年3月17日

「熊警BX」の推進について（通達）

県警察においては、日々生起する治安事象への対応に当たり、組織運営の合理性・効率性の向上や業務の高度化により、警察組織全体の最適化を図るための各種取組を推進中である。

しかしながら、その取組は未だ道半ばであり、働き方改革・ワークライフバランス等を推進する中、半導体関連企業の集積等に伴う社会情勢の変化が著しい本県の治安水準を維持又は向上させるためには、既存の業務プロセスの抜本的な見直しに業務のデジタル化・DXの取組を融合させ、組織的に推進する仕組みを構築し、継続的に業務を改善することにより、合理性・効率性を一層高め、限られたリソースで最大限の成果を上げる必要がある。

この取組は、年齢、階級等にかかわらず全ての職員の知識・経験を結集して進める必要があるところ、個々の職員が日々の業務に従事する中で潜在的に存在する非合理、非効率的な業務やそのプロセスについて、ボトムアップによる改善を前提として進めるため、下記のとおり、本取組を「熊警BX（Business Transformation）」と称し、職員の意識を醸成するとともに、取組の主な手法等を示すこととした。

各位にあっては、本取組の趣旨を十分に理解し、俯瞰的視点により、部門内、所属内の継続的な業務改善に向けた取組の推進に努められたい。

記

1 本取組の名称等

(1) 名称

「熊警BX（くまけいビーエックス）」と呼称する。

(2) 名称の趣旨

職員提案により業務の改善点を抽出し、業務のデジタル化を業務改善に向けた手段の一つとして、前例踏襲を廃し、業務の効率化、職員の意識改革等を進めることで、全ての職員による熊本県警察の業務及びそのプロセスの抜本的、継続的かつ戦略的な変革を推進することにより、生産性の向上（限られたリソースによる効果の最大化、組織全体の最適化、業務の質の向上等）を図るもの

2 「熊警BX」の主な手法

(1) 職員提案

職員は、業務の課題を抽出し、当該課題の組織的な検討を行う端緒として「熊本県警察における職員提案制度実施要領」の制定について（通達）（令和7年3月17日付け熊総第70号）に基づく職員提案を積極的に活用すること。

また、職員提案を検討する業務主管課は、治安水準を低下させることなく業務の

生産性・効率性が図られる提案については、前例踏襲を廃し、全て実現できるよう積極的な検討に努めること。

(2) デジタル化・DXの推進

デジタル化・DXの推進による業務の効率化を実現するため、「業務のデジタル化による合理化・効率化の推進について（通達）」（令和6年6月7日付け熊総第195号）に掲げる推進事項その他日々進展するデジタル化に対応するための各種規程、指示等に基づき、現状維持に甘んじることなく、業務の進め方そのものについて、隨時デジタルに即したものに見直しを図ること。

(3) 熊本県警察基盤強化委員会を活用した検討等

(1) 及び(2)の取組その他「熊警BX」に資する取組については、その内容等を踏まえ、必要に応じて「熊本県警察基盤強化委員会設置要綱の制定について（通達）」（令和3年3月19日付け熊警第358号）に基づき、熊本県警察基盤強化委員会のスキームを活用して組織的な検討・協議・決定のプロセスを経るよう努めること。

3 留意事項

(1) 本取組の必要性の理解

県警察においては、ワークライフバランスの推進、慢性的な時間外勤務の抑制等、働き方改革を進めているところ、働き方改革の取組と両輪をなすべき業務の合理化・効率化に向けた取組は未だ道半ばである現状を、全ての職員が理解し、業務を進める中で潜在化する非合理性・非効率性について強く意識する必要がある。

したがって、所属の職員に対しては、2に掲げる本取組の手法を積極的に活用し、自らの業務を自らより良いものに変革する意識が醸成されるよう、本取組の必要性についてあらゆる機会を通じて理解させよう努めること。

(2) 指導・教養の徹底

本取組は、単に、職員の負担軽減を趣旨としたものではなく、警察として本来行うべき業務、即ち警察の責務遂行に一層注力し、限られたリソースで最大限の成果をあげるための有用な時間を捻出するために行うものである。

各位にあっては、所属の職員が趣旨を十分に理解した上で、本取組の推進が図られるよう、平素の指導・教養を徹底すること。